

建設工事紛争審査会の仲裁手続のあらまし
～ 仲裁事件の当事者となった方へのガイダンス～

中央建設工事紛争審査会事務局

仲裁は、紛争の解決を審査会の仲裁に委ね、裁判所への訴訟提起は行わないことを約する当事者間の合意（仲裁合意）に基づいて、審査会の判断によって当事者間の紛争の解決を図る手続です。

仲裁委員は、仲裁法と建設業法の規定により仲裁手続を進めます。審理の進行については仲裁委員に相当程度の裁量が認められていますので、その手続の特色をよく理解して仲裁に臨んで下さい。

1. 申請書・答弁書の提出

- (1) 審査会に仲裁の申請がなされたときは、審査会は、申請書及び提出された証拠の各副本を被申請人に対し送付します。
- (2) 被申請人は、審査会が定めた期限までに、申請書に対する答弁書及び必要な証拠を審査会に提出して下さい。
- (3) 被申請人から答弁書が提出されたときは、審査会は、答弁書及び提出された証拠の各副本を申請人に送付します。

2. 反論書・再答弁書の提出

- (1) 審査会は、特に必要があると認めるときは、答弁書に対する反論書の提出を申請人に、更に反論書に対する再答弁書の提出を被申請人に求めることがあります。
- (2) 各当事者は、審査会が定めた期限までに、反論書又は再答弁書を必要な証拠とともに審査会に提出して下さい。

3. 書類の提出方法

- (1) 上記の書面は、A4版、横書き、左とじを原則として下さい。
- (2) 上記の書面及び証拠の提出部数は、正本1部、副本4部（合計5部）です。ただし、複製に多額の費用がかかる証拠がある場合は事務局に相談して下さい。（提出部数を減らし、審理の際に原本1部を持参する等に対応できる場合もあります。）
- (3) 提出する証拠には、それぞれ申請人は「甲第〇号証」、被申請人は「乙第〇号証」と赤書で一連番号を付して下さい。写真集のような数枚で一組になっているものについては、甲第〇号証の1、の2、の3、・・・のように枝番号を振って下さい。
- (4) 提出する書面及び証拠には、必ずページを振って下さい。
- (5) 審査会に提出された書面及び証拠は、仲裁終了後も返却しませんので、提出するのは原本ではなく、写しとして下さい。

4. 仲裁委員の指名

- (1) 仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名します。ただし、当事者の合意による選定がなされなかったときは、委員又は特別委員のうちから審査会の会長が指名します。
- (2) 建設業法では、仲裁委員は3名とされ、うち少なくとも1名は法律委員（弁護士となる資格を有する者）でなければならないとされています。当事者の合意がなされない場合には、紛争の内容に応じて、通常、法律委員2名・技術委員1名が指名されます（法律委員1名・技術委員2名が指名される場合等もあります。）。
- (3) 仲裁委員は、答弁書が提出された後に指名されます。ただし、審査会が反論書又は再答弁書の提出を求めたときは、その提出後に指名されることもあります。

5. 代理人

- (1) 仲裁手続においては、次の者を代理人とすることもできます。ただし、審査会は弁護士か司法書士でない者が代理人となることを認めないことがあります。
 - ①当事者が個人の場合は、同居の親族
 - ②当事者が法人の場合は、その役職員
 - ③弁護士
 - ④司法書士（請求額が140万円以下の場合のみ）
- (2) 代理人は、当事者本人からの委任状を審査会に提出して下さい。

6. 審理の出席者

- (1) 審理には、弁護士又は司法書士を代理人とした場合でも、できる限り次の方も出席して下さい。
 - ①当事者が個人の場合は、本人又は同居の親族で紛争の経過を了知する者
 - ②当事者が法人の場合は、その役職員で紛争の経過を了知する者
- (2) 審理に出席することができるのは、原則として（1）に掲げる者及び代理人に限られます。

7. 審理の回数、時間、場所

- (1) 審理の回数は、事件の難易によって異なります。
- (2) 1回の審理に要する時間は、審理の内容によりますが、1時間半～2時間程度が通例です。
- (3) 審理の開催場所は、建設工事紛争審査会の所在地です。
 - ①中央建設工事紛争審査会の場合は、国土交通省本省（東京都千代田区霞が関）
 - ②都道府県建設工事紛争審査会の場合は、各都道府県庁

8. 審理の期日の指定

- (1) 第1回の審理の期日は、事務局が電話、FAX等で当事者の都合を聞いた上で、仲裁委員が指定し、文書で当事者双方に通知します。

- (2) 第2回以降の審理の期日は、審理の席上で仲裁委員が当事者の都合を聞いた上で指定し、文書での通知は行いません。

9. 審理上の注意

各当事者は、できるだけ早期に紛争を解決できるよう、あらかじめよく準備するとともに、仲裁委員の審理の進行指揮に従って下さい。

また、各当事者は、審理に当たっては、特に次の事項を守って下さい。

- ①主張の要点を分かりやすく簡潔に説明すること。
- ②感情的にならず、迅速に紛争が解決されるよう努めること。
- ③当事者間での直接の応答は、できるだけ行わないこと。
- ④審理の円滑な進行を妨げるような言動をしないこと。

10. 審理の方法

- (1) 仲裁委員は、あらかじめ当事者から提出された書面及び証拠を検討した上で、各当事者から事業聴取を行い、紛争の争点を整理します。
- (2) 仲裁委員から書面又は証拠の追加提出を求められたときは、各当事者は必ず指定された期限までに、3(2)に定める部数を事務局に提出して下さい。
- (3) 仲裁委員は、特に必要があると認めるときは、当事者の申立てに基づいて立入検査、証人尋問等を行い、事実関係の探知に努めます。
- (4) 仲裁委員は、各当事者が相手方に知らせたくない事項は知らせませんので、各当事者は、率直にその真意を仲裁委員に伝えて下さい。

11. 和解勧告

- (1) 仲裁委員は、適当と認めるときは、当事者が提出した書面及び証拠、審理における事情聴取等に基づいて、各争点に関する心証を示すとともに、各当事者から和解の意向を聴取することがあります。
- (2) 仲裁委員は、適当と認めるときは、和解を勧告することがあります。

12. 仲裁判断

- (1) 当事者の証拠調べが終了した段階で、仲裁委員は審理を終結し、仲裁判断を行います。
- (2) 審理の終結に際して、仲裁委員は、両当事者から最終準備書面の提出を求めることがありますので、その場合には、指定された期日までに最終準備書面を提出して下さい。
- (3) 当事者間に和解が成立し、当事者双方から申立てがある場合には、仲裁委員はその和解における合意を内容とする仲裁判断を行います（これを「和解的仲裁判断」あるいは「仲裁法38条1項決定」といいます。この仲裁判断を行うことなく終了決定した場合、その和解は民法上の和解としての効力を有しますが、下記(6)の効力は有

しません。)

- (4) 仲裁判断書には、仲裁委員が署名、捺印します。
- (5) 仲裁判断書は3通作成します。両当事者へ各1通ずつを事務局から送達し、残り1通を審査会が保有します。
- (6) 仲裁判断は、裁判所の確定判決と同一の効力を有します。